

令和2年第7回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年8月18日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿
公民館課長 大野 篤彦
図書館課長 飯塚 稔
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事
報告第27号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
報告第28号 地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について
報告第29号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について
議案第53号 取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について
議案第54号 取手市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則について

- 報告第30号 令和2年第3回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和2年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項の同意について）
- 報告26 GIGA スクール環境整備事業について
- 報告27 いじめ防止策の取り組み状況に関する報告について

8. その他

- (1) 令和2年第3回取手市議会臨時会について
- (2) 令和元年度教育委員会事務点検評価について

9. 会議の概要

午前9時30分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和2年第7回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、本日の会議を開きます。

事務局から資料の確認をお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

それでは、まず教育長報告をさせていただきます。4点ほどお話をさせていただきます。

まず、1点目は熱中症警戒アラート（試行）の先行実施ということで、こちらについては別紙のチラシをお付けしましたので、ごらんいただければと思います。既に御存じだと思いますけれども、7月1日から関東甲信地方の1都8県、これは山梨県が入ってないんですけど、山梨県を入れた1都8県に環境省、気象庁共同の情報提供ということで先行実施されております。熱中症対策について、具体的な対策行動についてお知らせするというので、広く国民に気づきを与えて予防行動を促すという目的があるようでございます。こちらにつきましましては、アラートが発表された際に、学校については児童生徒を涼しい屋内に誘導するとか、空調が設置されていない屋内、屋外での運動や校外活動等の中止・延期を検討する。ないしは必要に応じて臨時休業等の柔軟な対応を行うように考えていく措置でございます。明日から学校が始まりますので、改めて学校にこの注意喚起と、保護者については登校の際にマスクを気にされる方とか、あとは水分補給の問題がありますので、それについて注意を促すように、保護者宛てにもお知らせをするということで考えてございます。

次に2点目です。小中学校の運動会・体育祭の代替行事についてということで、こちらについても感染拡大の予防ということで、例年のような保護者の方とか地域の方においでいただく運動会とか体育祭は実施しないで、それにかわる代替の行事ということで、体育の授業の一部として実施する方向で考えています。小学校については9月16日の取手西小学校がスタートですけれども、中学校は9月8日から10日という形で、各学校の計画によって実施する予定で考えてございます。

3点目、これは中学校のほうですけれども、取手市北相馬郡新人体育大会ということで、これは全県で中学校の体育連盟で中体連がありまして、そこで協議して、各地

区ごとで、中体連の役員等を中心にして協議して、こういった予定ではどうですかということで、共通理解を図っているところでございます。まず、感染予防に万全を期すということです。茨城県の場合は、茨城版コロナ Next の指針が示されていますので、中体連全体としてステージが4になった場合は中止ということで共通理解を図っています。期日予定としては9月25日、26日、予備日も設定してございますけれども、会場は中学校、藤代運動公園、常総運動公園、取手グリーンスポーツセンター等で考えてございます。

最後4点目です。こちらは学校開放の関係です。空調設備のない社会体育施設、学校体育施設での活動についてでございます。特に小中学生の活動については、熱中症の危険性が高い12時から午後3時まで時間帯については、活動を自粛して適切に対応していただくようお願いをしております。また、保護者同伴については、改めて体調管理を行っていただくということでお願いしております。また、高校生以上の一般の方につきましては、特に高齢者についても注意喚起をしながら、運動についての活動を行っていただくということで考えてございます。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります報告第27号については、職員の人事に関する報告案件となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第27号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第27号の議事は非公開といたします。

傍聴の方が御退席されますので、暫時休憩とします。

午前9時39分休憩

午前9時40分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告第27号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての報告を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。報告第27号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。傍聴人の入場を認めます。

自席にて暫時休憩といたします。

午前9時43分休憩

午前9時44分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第 28 号，地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について，報告第 29 号，取手市教育委員会事務局職員の人事異動についての 2 件を一括して議題といたします。

本件についての報告を田中教育部長お願いいたします。

○教育部長

報告第 28 号，地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について及び報告第 29 号，取手市教育委員会事務局職員の人事異動について，一括して報告いたします。

まず，報告第 28 号について，新型コロナウイルス感染症を予防するため，学務給食課の業務量が大幅に増加しております。一時的に事務職員を増員する必要が生じてまいりました。このため，地方自治法第 180 条の 3 の規定により市長と協議し，市長部局の職員 1 名を学務給食課の職員として兼務させることについて，同意を得たものです。

次に，報告第 29 号につきましては，先ほど申し上げた理由によりまして，学務給食課の事務職員を増員するため，教育委員会指導課課長補佐の石橋陽一，スポーツ生涯学習課主事の西 智志，市長部局であります秘書課主事の吉岡 亮の計 3 名について，兼ねて学務給食課に勤務させるため，令和 2 年 8 月 1 日付けで別紙のとおり人事の発令をしたものです。

なお，今回の市長との協議及び人事異動につきましては，教育委員会の会議を招集するいとまがなかったことから，教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により教育長が専決したため，同条第 3 項の規定により教育委員会の会議に報告し，承認を求めるものです。以上でございます。

○教育長

以上で報告は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

理由の 1 つの中に，学務給食課の業務量が大幅に増加——大幅にという割合がちょっとよくわからないんですけど。具体的に，かなり業務量はふえているということは察しはつくんですけど，この 3 名を入れなければならないほどの業務量がふえているという状況というのは，どんなふうに受ければいいんでしょうね。

○教育部長

業務量ということで，数値的な量はなかなかお示しできないんですけども，例えば今回の新型コロナウイルス関係の予算につきまして，これまでも教育委員会でいろいろ御説明させていただきました。その中の，例えば各小中学校の規模に応じて 100 万円から 200 万円を各学校に配当しますという予算の中で，当然，予算の執行管理については学務給食課のほうで，もちろん学校からいろいろな物品を購入しましたものを伝票を上げてというような細かなところまであるんですけども，そういった関連の業務，要するにこれまでも学務給食課のほうは，日常的に業務量が大変多いセッションでございました。それに加えてプラスアルファの，今回の新型コロナウイルスということで，この後，補正予算の第 5 号のところでも御説明申し上げますけれども，国の GIGA スクール構想ということで，児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末を配備するというような業務も，これまた新たに物品の調達から工事から，すべて学務給食課で業務を行います。ですから，目に見えて明らかに業務量が増大することに対応するために，今回，3 名の人事を柔軟な対応をさせていただいたというところでございます。

○小谷野委員

ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第 28 号と報告第 29 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第 28 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 28 号は、報告のとおり承認をいたしました。

続けてお諮りいたします。報告第 29 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 29 号は、報告のとおり承認をいたしました。

議案第 53 号、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いいたします。

○学務給食課長

それでは、議案第 53 号、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

提案理由としましては、令和 2 年 8 月に学校給食を実施することになったため、8 月分給食費の徴収に当たり、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正するものです。このたびの措置でございますが、国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性があった初期である 3 月 2 日から、政府の要請により全国一斉の臨時休業が行われ、その後、春休みを挟んでも収束の兆しが見えなかったことから、取手市内の公立小中学校においては、4 月、5 月と臨時休業が行われました。そのため、休業期間中に不足した授業数を確保するため、8 月に授業を実施し、給食を提供することになったわけでございます。現在、取手市の規則におきましては、学校等給食の実施月に給食費を納めていただくことになっておりますが、8 月分につきましては、もともと実施月ではなく、徴収規則にも記載がなかったことから、このたび規則の一部を改正するものでございます。

3 ページをお開きください。こちらに議案第 53 号、参考資料を載せてあります。上段の表には、学校給食センター調理業務方式と各学校調理業務方式ごと、また、児童生徒等ごとに学校等給食費の月額を載せております。学校等給食の実施日数が 10 日以上の場合は、この区分に応じて、例えば学校給食センター調理業務方式の児童であれば 4,240 円。各学校調理業務方式の児童であれば 4,370 円を保護者に負担していただいております。令和 2 年 8 月分の学校等給食の実施日数は 11 日となりまして、規則の考え方に当てはめると、1 月分の給食費を負担していただくところでありま

すが、提供回数が少ないこともございまして、また、保護者の負担も考慮して、3ページの下段の表にありますように、1日当たりの単価に学校等給食の実施日数を掛けた金額、いわゆる日割りで徴収したいと考えております。現在、日割りで給食費の徴収につきましては、1月に給食の実施日数が1日から9日のときとなりまして、具体的には中学3年生の3月分、また、病気などで学校を休む場合に欠食届を提出して1月の実施日数が9日以下になる場合などでございます。

1ページにお戻りください。今回の規則の改正につきましては、令和2年8月に実施する学校等給食の特例としまして、付則での改正を考えており、第2項で、8月に実施する学校等給食費の額を、1食当たりの単価に学校等給食の実施日数を掛けて算出した金額に、第3項で、令和2年8月分に実施する学校等給食費の納入期限を令和2年11月2日にするものでございます。なお、この規則につきましては、公布の日から施行し、改正後の取手市立学校等給食費徴収規則の規定は、令和2年8月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長

以上で本件についての説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

11日の実施に対して、日割りをとっていただいたのはよかったなと思います。当初から8月は実施するという状況で進めてきたわけですから、そういった意味では、親にとっての負担も少ないですし、11日しかないのに何で1カ月分取るんだよというイメージからすれば、すごくよかったんじゃないかなというような思いがありますので、ありがとうございます。ただ、一つ気になるのは、こういう一部改正という部分のものが、ことはかなり多くなっていますよね。だから、考えるほうとか手配するほうも大変だと思うんですけど、この規則からすればもう1カ月早いほうがよかったんじゃないかなという気がしてならないんですね、この時期ではなくて。そんな意味で、御提案させていただきました。ありがとうございます。

○学務給食課長

確かに、小谷野委員おっしゃるとおり、本来ですと7月の定例教育委員会にかけるべきだったかなと思っております。少し提出のほうが遅くなりまして、皆様に御迷惑をおかけしたかなと思っております。

○教育長

確かに改正ということは早めに行って、お知らせするというのも当然大事なので、改めて注意したいと思います。

そのほかございますか。

○櫻井委員

2つございまして、1点は、この8月分は11食分ですよというのは、この後、学校を通じて保護者の方々に周知されるものでしょうか。

あともう1点、すごく細かくて、これもひょっとしたら忙しい中のミスかなと思われるんですが、学校給食センター調理業務方式のほうの中学校の生徒さんと教職員の1食単価が同じなのに、徴収額が違っているのはなぜだろうと思いました。

○教育長

ちょっと今確認します。

○学務給食課長

まず、最初の質問の周知に関しましては、本日、定例会を終了しまして承認いただきましたら速やかに、かなり期日が過ぎておりますので、保護者に速やかに周知はしていきたいと思っております。

それで、2点目に関しましては、ちょっとこちら数字のほうの誤りでございますので訂正をさせていただきたいと思えます。

○櫻井委員

2,959円が正しい額ですね。

○学務給食課長

そうですね。中学校の教職員の8月徴収額、11食のところ2,956円と今現在なっているところを2,959円と。申しわけございませんでした。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第53号は、原案を訂正の上、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第53号は、原案を訂正の上、決定することにいたしました。

続いて、議案第54号、取手市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いいたします。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課長の長塚です。それでは議案第54号、取手市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

主な提案理由といたしましては、災害や感染症等の理由により、取手市社会教育委員会議の開催が困難な場合を想定し、会議を行わずに書面決議ができるよう、取手市社会教育委員会議運営規則（平成17年教育委員会規則第25号）の一部を改正するものでございます。

資料1ページをごらんください。右側が改正前、左が改正後となっております。今回の改正につきましては、3点ございます。1点目としまして、まず第3条になりますが、右側の改正前では、委員の会議は議長が招集することとなっておりますが、議長の決まっていない会議の招集につきましては、左側の改正後では「ただし、当該年度の最初に開かれる委員の会議は、教育委員会が招集する。」ということを追記しまして、会議の招集者を明確化するものでございます。

次に2点目といたしまして、第6条ですが「前3条の規定にかかわらず、議長（議長及び副議長が選任されていない場合にあつては、教育委員会）は、災害の発生、感染症の予防その他特にやむを得ない理由により委員の会議を開くことが困難であると認めるときは、付議する事項及びその内容を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員の会議の議決にかえることができ

る。」と書面決議ができるように、全文を追記するものでございます。

3点目といたしまして、第7条なのですが、左側の改正後では「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と、教育委員会という文言を追記することによりまして、必要事項を定める主体を明確な文面に改正するものでございます。説明は以上となります。

○教育長

本件についての説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第54号は、原案のとおり決定をいたしました。

報告第30号、令和2年第3回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和2年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長、まずお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

教育総務課の大手です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告第30号、令和2年第3回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和2年度取手市一般会計補正予算（第5号）所管事項の同意について）、教育委員会所管分と文化芸術課所管分の歳出を中心に御説明いたします。

資料は、令和2年度取手市一般会計8月補正予算（案）の概要、それと2点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次分活用事業、3点目、A4横になります。補正予算書になります。説明については、概要資料と活用事業の2点を主に使って御説明いたします。

まずは、歳入について簡単に御説明いたします。8月補正予算案の概要資料1ページをごらんください。今回の歳入補正の主なものとしまして、まず、国支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、8月7日の臨時議会に計上分としまして8億730万1,000円を計上しております。また、GIGAスクール構想に対応する児童生徒1人1台タブレット型パソコン配付と、高速大容量の校内通信ネットワーク整備のため、学校情報機器整備費補助金2億583万円。あわせて、学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金。1億357万円を計上しております。その他、地方債としては、2ページの②地方債の欄に記載のとおり、教育委員会所管としては、公民館施設整備事業債790万円、小学校施設整備事業債1,130万円、あわせて小中学校LAN整備事業債1億7,920万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。8月臨時会計上事業の市全体の事業費は、23億8,512万7,000円です。このうち、教育費分の事業費は、活用事業の一覧表の1

番下の欄にございますが、10億1,735万5,000円で、全体の約43%となっております。

それでは、各事業の御説明に入ります。資料は、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金活用事業（教育関連事業抜粋）をごらんください。まず最初に、市民生活支援の項目の3つの事業について御説明いたします。まず項目1、GIGAスクール環境整備事業についてです。国の令和2年度第一次補正予算における、GIGAスクール構想の加速による学びの保障を受けまして、児童生徒に対して1人1台のタブレット端末の整備と、無線LANアクセスポイントなど、校内の通信ネットワーク環境等を整備するものです。また、これらとあわせて、授業を行う教師にも1人1台の指導者用タブレット端末の整備、さらにすべての普通教室に大型提示装置、これは50型のテレビになりますが、電源キャビネットを整備するための経費として、合わせて9億2,075万9,000円を計上するものです。

次に項目2、夏休みの短縮に伴う小中学校関係経費についてです。こちらは、小中学校の臨時休校により不足した授業時間を確保するために、夏休みを短縮したことに伴い増加した登校日、用務員や教育補助員等の会計年度任用職員を学校へ配置するための経費として1,334万2,000円を計上するものです。

次に項目3、電子図書館システム導入事業についてです。インターネット上の図書館ホームページから、タブレット端末やスマートフォンを使用して書籍を読むことができる電子書籍を導入するため、517万円を計上するものです。日中来館が困難な子育て世代やビジネスマン、学校生活で多忙な児童生徒への読書活動の推進、さらには新型コロナウイルス感染症拡大防止に対して電子書籍の導入は有効な対策であり、図書館サービスの拡充を図るものです。

続きまして、感染拡大防止の項目の事業について御説明いたします。まずは、学校教育施設関連の主な整備事業5つについて御説明いたします。1つ目は、項目4番の小学校体育館トイレ改修です。こちらは、取手東小学校及び桜が丘小学校体育館のトイレを全面改修し、湿式であるトイレを乾式にするとともに、洋式化を進めるものです。さらに、手洗い器は自動水栓とすることで、学校環境整備を整えるとともに、学校体育館は災害時の避難所ともなるため、トイレの改修は新型コロナウイルス感染症対策としても有効であると考えております。本改修工事に係る実施設計業務委託料及び工事費について、合わせて2,260万円を計上するものです。

2つ目は、項目5、小中学校給食室の衛生設備整備として、単独調理校方式で給食を実施している小中学校給食室内にある給水栓をハンドル式からレバー式に変更する経費として、小学校分として140万円、中学校分として80万円の合わせて220万円を計上するものです。

3つ目は、項目6、小中学校における校内の消毒作業を行う人的な体制を整備し、教職員の業務量を軽減するため598万5,000円を計上いたします。

4つ目は、一つ飛ばしまして項目8、中学校教育相談室整備事業については、各中学校の教育相談室に感染拡大防止の観点からパーテーションを設置するため104万4,000円を計上するものです。

5つ目は、項目9、教育総合支援センターの感染拡大防止策としまして、衛生対策並びに遠隔研修環境を整備するものです。衛生対策としましては、支援センターのトイレについて、和式トイレを洋式に交換いたします。また、遠隔研修環境としましては、支援センターにおける感染拡大防止のためパーテーション等の備品、あわせてオ

ンラインによる各学校からの会議，また，スクールカウンセラー・スーパーバイザー等の外部講師による遠隔講義に参加することができるよう，必要な機材一式の整備のため，その経費として合わせて493万円を計上するものです。

次に，学校以外の感染対策事業について御説明いたします。まず項目10，こちらは公民館トイレ改修事業です。市内の公民館に設置されております既存の和式トイレは，現在20カ所ありますが，今回これをすべて洋式トイレに改修し，洋式化率100%にするものです。あわせて，トイレの手洗い場の水栓を自動水栓にすることで，公民館施設の衛生環境の改善と，新型コロナウイルス感染症予防対策の向上を図るため，本改修を実施いたします。その経費として1,592万6,000円を計上するものです。

次に，項目11，教育委員会所管のサーマルカメラの導入についてです。こちらは，新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として，市民大学や東京大学EMP特別講座などの不特定多数の参加者が来場するイベント開催時に，会場入り口で参加者の体温測定をするために，AIサーマルカメラを整備するものです。その経費として186万6,000円を計上するものです。今回，AIサーマルカメラを2セット調達しまして，1台は市民大学等の生涯学習イベント用に，もう1台は市内各課への貸し出し用とします。貸し出し用の1台は，市で行う不特定多数が参加するイベントを実施する際に，スポーツ生涯学習課よりイベントを主催する部署に貸し出し，会場での体温測定に使用するものです。

その他の感染拡大防止対策としましては，項目の番号で7番，12，13，14になりますが，こちらは，学校，スポーツセンター，公民館，図書館における消毒液等の消耗品購入のため，合わせて347万3,000円を計上いたします。

そして最後になりますが，経済支援策として項目16，グリーンスポーツセンターの指定管理施設における休業支援金として，令和2年の3月から5月の休館に対して1,412万2,000円を計上いたします。

続く，項目17については，文化芸術課の所管にはなりますが，同じ目的で市民会館，福社会館に係る休業支援金として157万8,000円を計上するものです。説明は以上になります。

続きまして，文化芸術課，飯山課長より御説明いたします。

○文化芸術課長

はい，文化芸術課所管事業について御説明します。項目15，福社会館事務所窓口拡張事業は，福社会館の事務所受付窓口を拡張し，対面の受け付け対応時における感染拡大防止を図るため，工事請負費36万円を計上しております。

続きまして，項目18，芸術家パートナーシップ事業は，放課後子どもクラブに市内で活動する芸術家を派遣し，コロナ禍で活動機会が減少した芸術家の経済支援を行うとともに，子どもたちに多様な体験の機会を提供するものです。感受性の土台が形成される時期の児童と，多様な価値感や異なる視点の体験機会を提供することができる芸術家との交流は，児童にとっては表現力や創造力を養うことができ，芸術家にとっては自身の活動の幅を広げるための研さん実践の場になり得ると効果が期待できる事業として，委託料400万円を計上しております。説明は以上となります。

○教育長

以上で報告第30号の説明が終わりました。

質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

2点ほどお願いします。まず、新型コロナウイルス感染症関係についての部分の中で、4つ目の小学校体育館トイレ改修事業というのがあります。桜が丘小学校、取手東小学校の体育館のトイレを洋式化、それから自動水洗手洗いという形のことでした。これは他のところも多分、小学校あたりはあると思うんですけど、その辺は漸次、また計画的に、今後推進されるのかということが1点です。

それから、2つ目なんですけど、公民館のトイレ改修というのは、10の項目のところにあるんですけど、これはもう20カ所一括してすべてやっってしまうというような対応だと思うんですけど、これはとてもいいんじゃないかなと思いました。現状でも公民館かなり傷んでいる場所が結構あるので、その辺もあわせて見ていただくということが必要なのかなとも感じております。よろしくお願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、まず項目4番の小学校の体育館トイレ改修事業についてお答えいたします。市では、災害時の避難所として小中学校の体育館を多く指定している状況です。その中で今回、この2校についての洋式化というのを行うことになったんですけれども、こちらの2校の体育館のトイレが完了すれば、小中学校の体育館のトイレに関しては、洋式化がすべて整うということで、今回この補助事業の対応として、この2校を選択させていただきました。

ちなみに今、取手東小学校の体育館については、和式のトイレが5つ、桜が丘小学校については3つございますので、これをすべて今回の計上した予算で洋式化の工事を行うということになります。あと、今現在の学校のトイレの洋式化率なんですけれども、宮和田小学校の改修工事を今やっているんですが、これがすべて終わったことを想定しますと、小学校で71.7%、中学校で65%が洋式化されるような状況になりまして、そのほか体育館以外の校舎のトイレについても随時、少しずつにはなりますが、洋式化を進めてまいる予定です。

○小谷野委員

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○公民館課長

公民館、大野でございます。今回のコロナ事業の交付金を使いまして、公民館の既存の和式トイレが20カ所ございます。こちらをすべて洋式、便座のほうも温水暖房便座に改修してまいります。また、既存の洋式の中で温水便座のないものもございまして、そちらについては順次、計画的に改修を図っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

○小谷野委員

サーマルカメラの導入というのが2台ということで提案があったんですけど、サーマルカメラって具体的によくわかっていないんですが、おでこにピッと当てるようなやつなんですか。それとも、そこを通過すると温度が測れるというやつなんですか。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。こちらはAIサーマルカメラというカメラを三脚で測定したい地点に設置しまして、そのカメラがカメラ兼体温測定器となっておりまして、それをパソコンに接続することによりまして、パソコンの画面上に通過する人間の画像、そしてその方の頭上に測定した体温が数値として、最大で20名分表示されるようなも

のとなっております。アラート設定ができて、あらかじめ設定した体温を超える方がそこを通過した際には、赤文字でその体温が表示されて、メッセージも音声で流れると、アラートが流れるということで、かつ体温が設定温度より高い方については、そのモニター画面を一時保存して、後でどの方かというのを確認できるようなものとなっております。以上です。

○小谷野委員

すごいなあ、いいですね。

○教育長

AIの仕組みを使っているそうです。そのほかございますか。

○櫻井委員

幾つかございますが、まずスポーツ生涯学習課さんにお伺いしたいのは、生涯学習イベント、市民大学も含めて休止状態になっております。今回、サーマルカメラの導入ということで再開に向けた動きかと思いますが、再開の目安のようなものは何かお持ちなのか、あるいはそれは茨城県で出している、今ステージ3だったかな、そちらのステージが変わるとどう変わるとか、目安になるものがあるのかどうかもお伺いしたいと思います。

2点目は、文化芸術課さんにお伺いします。放課後子どもクラブに芸術家の方々を派遣するというので、同じように市内のさまざまなボランティア活動も今現在、自粛されているような状態かと思われま。この活動自体は、素晴らしい活動だと思いますが、感染防止の観点もありまして、これは実際にいつぐらいから動き出すものなのか。それもどういった基準をもってこの活動を動かそうとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

あと、3つ目の学務給食課に、小中学校に万が一感染者が出た場合の防護服セットとか購入ですけど、実際に消毒するのは、お忙しい学務給食課のメンバーが行くものなのでしょうか。あるいは、皆さん消毒に慣れた方々ばかりではないと思うので、どこかの外注でプロをお願いすることを考えて、ただ、そのお手伝いに学務の人が行くときの防護服なのか。どういう形で実際、小中学校で感染者が確認された場合、どんな形で動くのかということ。

あと最後に、図書館のデジタル図書なんですけれど、電子書籍貸し出しサービスの導入なんですけれど、これはプラットフォームとなるアプリケーションはどのようなものを予定しているのか。これは個人的に、もしこれがあるんだったらアプリケーションを入れて用意したいと思いますので、お伺いしたいと思います。以上です。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。現在の市民大学講座などを含めた催しの状況についてですが、9月末までについては、コロナ禍において中止の状況でございます。後半につきましては、これからの感染状況ですね、近隣市、近隣県を含めた感染状況、それから茨城版コロナNext、そういったものを踏まえながら、できることから手をつけていきたいと考えております。ただ、現在もIT講座などについては、もうネットを通じた講習という形をとりまして実施をしているような状況ではございます。以上です。

○教育長

1つずつ確認していったほうがいいと思うんですけど、よろしいですか。

○櫻井委員

大丈夫です。

○文化芸術課長

お答えいたします。この事業の概要といたしましては、11月から2月の3カ月を考えております。週1回、計10回程度、全14の放課後子どもクラブに派遣することを考えております。もちろん感染状況を勘案し、派遣する芸術家等の感染拡大防止対策は徹底して派遣する予定でおります。そのために現場の実情、現状、そして芸術家を派遣の際に調整するコーディネーター役というものを健康管理も含めて配置する予定でおります。以上です。

○教育長

この件についてはよろしいですか。

○櫻井委員

はい。

○学務給食課長

防護服セットにつきましては、中身につきましては、ガウンとかキャップ、マスク、シューズカップ、そういったものがセットになっているものを購入する予定でおります。それで、消毒に関しましては、実際のところ学務給食課もそうなのですが、教育委員会の職員のほうで保健所の指導を仰ぎながら、どこの場所を実施するか、学校全体をするのか一部で済むのかとか、そういったことを御指導いただきながら進めていきたいと考えております。プロにお願いするというわけではなく、自治体職員で動いて実施したいと考えております。

○櫻井委員

この消毒が一番気になっていまして、実際、最前線で動いている消防署なんかは、消毒は署員全員、だれでもやるものではなくて、消毒だけの署員がいて、その署員が徹底研修を受けて、きちんとそこからの感染を防ぐということで、消毒専門チームをつくっているという状態を聞きましたので、やはりそこが大事なんだな、専門家をちゃんとつくっておくのが大事なんだなと思いましたので、保健所の指導で行えるということなので、よかったですと思います。ありがとうございます。

○図書館課長

図書館、飯塚です。よろしく申し上げます。手元に資料がないんですけれども、一般的に流通されておりますアプリケーションとか、何社かの利用できるようなシステムになっておりますので、一般的な携帯電話とか、パソコンとかをお持ちであれば、どなたでも見られるようなシステムになっております。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございます。これは電子書籍として出版されている書籍が入るということでよろしいのでしょうか。それとも、書籍の中には電子対応していないものもありますよね、電子出版はされていないものもあると思うんですけど、電子書籍として出版されているものが入るということで、とりあえず新刊から入るという形でしょうか。

○図書館課長

そうですね、出版社で電子書籍化されている書籍のものを対象としております。先ほどおっしゃられました新刊というお話でしたけれども、書籍ごとに年数がもう決まってしまう、契約も決まっているものとか、もう1回購入してしまうとずっと利用料を払い続けなければ見られる書籍、主に名作物とかそういったものもあるんですけども、その辺につきましては数が結構ありますので、専門の司書とかを選んでおります。そういった状況になります。

○櫻井委員

ありがとうございました。楽しみにしております。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第30号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第30号は、報告のとおり承認することに決しました。

続いて報告26、GIGAスクール環境整備事業についてを議題といたします。

本件についての報告を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

報告26、GIGAスクール環境整備事業について、別紙のとおり報告いたします。

1ページをごらんください。まず、GIGAスクール構想について御説明いたします。GIGAスクール構想とは、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、ICT機器の整備調達体制の構築等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人残すことない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。この構想では、当初、1人1台端末を令和5年度末までにすべての児童生徒に対して、順次、配布する計画が示されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業が長期化したことから、教育課程の実施に支障が生じたため、その事態に備えるために、遠隔教育などの整備を進めていくことが急務となりました。そこで、GIGAスクール構想の加速による学びの保障としまして、国の令和2年度補正予算が計上され、1人1台端末については、令和2年度中にすべての学年を対象として早期実現することになったわけがございます。このほかにも、国の補正予算では、家庭学習のための通信機器整備支援が盛り込まれたところでもあります。取手市としましても、国の補正予算が成立したことを受けまして、GIGAスクール環境整備事業を進めてまいります。また、茨城県内の状況につきましては、どの市町村におきましても、1人1台端末の整備につきましては、令和2年度中に実施を予定していると伺っております。

それでは、取手市のGIGAスクール環境整備の関連事業について御説明いたします。こちらにつきましては、1ページの中段からになります。大きく1から6まで6つの事業に分けることができますので、順番に御説明いたします。まず1つ目の児童生徒1人1台端末の整備に係るものでございますが、こちらはタブレット端末6,861台の購入やデジタル教材のライセンスなどになります。タブレットの学校への導入につきましては、現在のところ10月に入札を実施し、落札業者と契約を行い、令和3年1月には納品できる見込みと考えております。その後、タブレットの設定作業を実施しますので、学校への配備につきましては年度末になると考えております。

タブレット端末の整備にかかわるOSの選定につきましては、各パソコンメーカー、教材メーカーからWindowsOS、ChromeOS、iOSと、計3種類のOSパッケージ製

品が打ち出されております。現在、小中学校のパソコン教室に整備しているタブレット型パソコンのOSは、すべてWindowsとなっておりますが、どのOSを選ぶかについては、基本的には児童生徒が使用するものですので、先生方の御意見を十分に参考にしながら決定していきたいと考えております。そのため、まず各学校において希望するOSを1つ選んでいただき、その後、7月末に学校の代表者などで組織され、情報教育の充実を図るために設置されている取手市教育情報ネットワーク活用推進委員会で議論していただいたところでございます。教育委員会事務局としましては、そちらの結果をもとに、市で導入するOSを決定したいと考えております。

また、タブレット端末が壊れた場合の対応につきましては、自然故障については、3年間保証されているパッケージ製品の購入を想定して準備を進めております。物損保証となりますと、修理費用がタブレット価格より高額となる場合も考えられますので、予備機での対応を検討しております。また、予備機については、来年度以降、児童生徒が減少し、毎年100台程度の予備機が確保できる見込みとなりますが、児童生徒たちへはタブレットを大切に扱うよう指導していきたいと考えております。なお、タブレット端末につきましては、児童生徒の3分の2の人数に対して1台当たり4万5,000円が補助の対象となっております。

2つ目の、校内ネットワーク環境の整備に係るものでございますが、こちらは校内無線アクセスポイントやネットワークハブの増設、電源キャビネットの設置工事などになります。現在の予定では、9月末に入札、契約締結を行った後、速やかにLANケーブルの工事やアクセスポイントの設置に取りかかりまして、2月にはタブレットを保管するための電源キャビネットも納品される見込みでございます。なお、校内ネットワーク環境の整備につきましても、事業費のおよそ2分の1が国庫補助の対象となっております。

3つ目のインターネット回線整備に係るものでございますが、こちらは、現在、先生が使用する校務系と、児童生徒が使用する教育系が同一回線でありますので、今後タブレット端末を導入しますと、教育系回線の負荷が増加しますので、それを見込みまして教育系専用回線を新設します。12月には工事を実施して導入したいと考えております。

4つ目のネット環境のない御家庭へ貸与する可搬型通信機器の通信料でございますが、こちらは可搬型通信機器400個を3カ月間レンタルした場合を想定して準備をいたします。ネット環境がない御家庭の把握につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、学校休業期間中の5月21日から31日にかけて、市内公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、ウェブによるインターネット利用環境調査を実施しました。その結果、5,032世帯のうち75.6%に当たる3,805世帯から回答をいただき、このうち回答数の4.7%に当たる178世帯にインターネット環境がないという結果になりました。これらの数字をもとに単純計算で全体数の236世帯がネット環境がないことや、今回の調査で未回答だった世帯が、ネット環境がなくて回答できないという可能性もあることを考慮しまして、可搬型通信機器を400個と設定しました。また、こちらの機器につきましては、当初、国の補助項目にあるとおり購入での検討をしましたが、大手通信事業者3社から500個で見積もりをいただいたところ、一番安価なところでも3年間使用という縛りもございまして、約3,700万円という結果となりました。このため、この金額では予算化が難しいと考えまして、レンタルであれば本当にそのとき必要なときに利用するという形

をとれるため、この方式での準備を進めてまいります。

5つ目の指導者用1人1台端末整備に係るものでございますが、こちらは授業を担当する教員を対象に1人1台の端末を整備します。こちらに関しましては、現在、授業等で使用している先生用の端末と、中学校のパソコン教室で使用している端末の契約期間が約3年ほど残っておりますので、残りの契約期間を無駄にすることなく、設定変更しまして先生用として使用していきたいと考えております。

最後に6つ目の大型提示装置の整備費用でございますが、こちらは通常学級と特別支援学級に50型テレビを142台導入する予定でおります。令和3年1月までに納品できるよう準備を進めてまいります。以上がGIGAスクール環境整備事業において、主に整備する内容となり、事業費総額としましては9億2,075万9,000円となります。簡単ではございますが、以上で報告を終わりにします。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○猪瀬委員

この可搬型の場合はWi-Fiとかですかね、そういうものも用意されるということ、全家庭にそういうネット環境が用意されると思うんですけども、このタブレットというのは、宿題とかであったり、家庭とかに持ち帰って学びの教材とするような予定というのはあるんでしょうかね。

○学務給食課長

学校から出される宿題、そちらに関しましては児童生徒が実際にパソコンを自宅に持ち帰って実施するというのも考えてはおります。その際なんですけども、保護者の方が、実際、お子さんの学習を支援しなければならないことも想定しております。お子さんだけでタブレット端末が使えるかということ、そうではないと思いますので、そういった部分の機器の操作方法とか機器の取り扱い、情報のセキュリティなど、保護者の皆様にきっちり御説明する機会が必要なのかなとは考えております。具体的なことは今後、学校、市のPTA連絡協議会等と連絡を取り合いまして検討していきたいと考えております。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○教育長

指導課長、何か補足とかあれば。

○指導課長

指導課の大越でございます。先ほど三浦課長からございましたとおり、今後タブレットが1人1台配布されることにより、必要に応じて自宅に持ち帰っての学習ということが想定されるかと思っております。私個人の意見も入るところなんですけども、例えば小学校などでは、漢字ドリルや計算ドリルなどの宿題が出され、子どもたちが反復的に学習するということが、これまで日本の教育では日常的に行われてきたかと思われまして。しかし、今回、タブレットの中にはAIを搭載した学習アプリ等も入っておりますので、例えば自分がわかっているものをもう何回も何十回も繰り返してやるというものから、そのAIを使って自分が課題となっているものは何なのかということの明らかなにした上で、自分の課題に応じた学習を子どもたちが進めるようなこともできるかと考えております。まずは今後、現場の教員に対しても1人

1台タブレットが入ることで、どのような家庭学習、宿題の出し方をするのかと、あとは三浦課長からございましたとおり、保護者の方にもこういったふうに変わっていくんだという説明の機会を設けさせていただいた上で、来年度に向けた準備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○猪瀬委員

ありがとうございます。すばらしい環境となるので、保護者としてもしっかりと使いこなせるように勉強していかなきゃいけないんだなと思いました。

○石隈委員

関連質問とその他があります。1つは、家庭にそれを持って帰ることが可能になると、それから新型コロナウイルスの拡大が本当に大変になったときに、遠隔授業でも使えるということになりますかね。オンライン事業という理解でよろしいでしょうか。

○指導課長

今後、教員に行う研修の中でも、オンライン学習のことについても、実際、研修の1つとして想定をしておりますので、対面による指導に加えてオンラインの授業、双方向での授業ということも進めてまいりたいと考えております。

○石隈委員

今回、GIGA構想が早くなったというのは、その辺もあるかと思うんですけど、カルフォルニアの市職と、私の教え子もいるので、日常的に交流しているんですけど、向こうは学校封鎖になったので休校ですねと言ったら、休校じゃないんです。授業のやり方を遠隔に変えただけで、もちろん授業数は減るんだけど、学校には来ないけど授業はやっていますよというような話があったので、我々、学校封鎖という休校と思ってしまいうんですけど、教育活動は休んでいないという意味で、多分これのすごく大きなところは、そういうことにあるとすると、遠隔授業とかの大きなツール、システムなので、それをどう使いこなすかというのは、かなり大きな問題というか課題で、それを同時にやっていく必要があるのかなというふうに感じました。

もう1つは、それに絡むんですけど、このタブレットというツールを使うと、授業が相当おもしろくなるというか、可能になるというか、デジタル教科書もそうですし、視覚教材とか音が出る教材もそうですし、授業のユニバーサルデザインとかいろいろありますので、ぜひそのツールの使い方、セキュリティーはもちろんなんですけど、これを使った授業のあり方をどう取手市が研究して、進んでいるところを取り入れていくかというのが大きくて、もちろんパッケージでeライブラリーアドバンスとか使われると思うんですけども、釈迦に説法かもしれませんが、いろいろデジタル教科書とかそういうのを使われると、発達に特性のある子どももかなり授業についていきやすくなるという報告はいろいろありますので、こういうものを使った授業のあり方そのものも、これからやっていかれたらいいなというのが、もう1つの感想です。

もう1つ、ついでに言うと、これができる教員が全部1台持ってLANが引けると、学内の情報管理であるとか教育相談に関する、今回の担任制を外してチーム担任制になる場合の管理とかというのは、セキュリティーのもとにクラウドとか使っていると、生徒の情報が共有できますから、かなり教育環境が変わると思うんですね。だから、まだまだそれについていくのに時間がかかると思うんですけど、そういう

先生方の仕事も、量ではなくてクオリティーで勝負できるようなシステムを、これは先生方だけでは大変かと思えますけど、みんなで知恵を絞ってやる。かなり大改革かなというふうに感じております。

○教育長

長期的なお話もございますし、また短期的に GIGA スクールに着目した研修内容も現段階で考えておりますので、指導課長からお願いします。

○指導課長

それでは今後の研修計画なんですけれども、この9月から研修の重点期間ということで考えております。具体的には、まず準備期間、それから導入期、活用期というような3期に分けた上で、教職員の ICT スキル、指導スキルをきちんと見きわめた上で研修を進めていければと考えております。また、研修に当たりますと、職員を一同に会しての研修というのは、やはりそぐわないと考えておりますので、各学校のリーダーとなる教員を育てた上で、各学校における研修を充実させていければというふうに考えております。その際、先進的に取り組んでいる市町村の授業であったり、それから研修体制であったり、そういったものを参考にさせていただきながら、スピード感を持って研修を進めていければと考えております。

○猪瀬委員

今、お話が出た先進的な地域というと、具体的に言うと、どのあたりを指すのでしょうか。

○指導課長

まず、県内を見回してみますと、一番近いところとしては、つくば市などの授業につきましても、文部科学省の授業動画、GIGA スクール構想のモデルとして公開されている学校などもございますので、つくば市内の先進的な学校さんを例えば訪問させていただいて、実際に目で見て、そしてそのノウハウ等について研修を受けてくるということも現在考えております。以上でございます。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。三浦課長のお話で、まずハード面は、これで整ったということで、あと指導課のほうのソフト面ということになるかと思えます。実際に導入されるデジタル教材、e ライブラリーアドバンス、こちらはどちらかといえば宿題、あるいはメインの授業の復習、あるいは予習的に使われるものかと思いますが、先ほど石隈委員もおっしゃった、この1人1台のタブレットがあるということで、オンライン授業への展開、そちらを石隈委員と同じで私もお考えいただきたいなと思えます。その際に、やはりここは指導課が主導して、取手市全体でどこの学校に行っても同じ授業が受けられるような、そういったシステムをまず構築していただきたいなと思えます。それは、現場の先生方では、はっきり言って無理だと思います。現場の先生方は、こういったオンライン授業とか、そういう授業の組み上げのプロではないので、実際、学務給食課さんのほうで ICT の専門家を雇っていらっしゃると思えますので、そういった外部の方の知恵をお借りして、ぜひオンライン授業であるとか、そういったところのシステムの構築にこれから取り組んでいただきたいなと思えます。

あともう1点、これも石隈委員と同じなんですけど、この機器が整備されることで、先生方の負担がふえるようなことになってはいけないと思えます。研修ももちろんありますけれど、やはり先生方の負担を少しでも軽くするにはどうしたらいい

かということで、石隈委員からもありましたが、情報共有とか、そういう横のつながりをより簡単に行えることで、先生方の負担を減らしていただきたいなと思います。一つは、今、市内の幼稚園とかでは、私立幼稚園とかでは、連絡帳がすべてアプリになっています。学校に行って連絡帳を出して、先生が休み時間に連絡帳に御返事を書いて、帰りの会で子どもに渡すというその手間がなく、保護者の方がアプリで連絡帳を入れて、先生方が自分の空いた時間で、そのアプリをチェックして連絡帳に御返事をするという、実際、幼稚園ではそういう流れになっていますので、そういう便利なところ、使えるところはどんどん使っていて、もちろん個人情報のこととかもありますから、セキュリティはしっかりお考えいただいて、使えるものをどんどん使っていて、先生方の負担をこれ以上ふやすことはなく進めていただきたいと思います。以上です。

○教育長

幾つか提案をいただきましたけど、現時点でお答えできる、ICTの支援員の話とかあったので、ちょっとコメントしていただければ。

○学務給食課長

ICT支援員につきましては、現在2名配置しております。本当に授業支援とかを行ったりしております。今後、タブレットが約7,000台近くなりますので、どう見ても先生方の負担はふえてしまいますので、そのICT支援員を今後増員して先生たちの負担、故障に対する対応も含めて授業支援であったりとか、そういったところを進めていければと考えております。

○小谷野委員

私も心配ばかりしているんですけど、今年度は新たな取り組みを取手市は始めて、さらにGIGAスクールの関係で一気に導入がどんと進んでくるということで、今までは少しずつ少しずつといったのが一気にドンと来ますから、これは教員はかなりプレッシャーですよ。やらなきゃならないという気持ちは出ると思うんですけど、これもやらなきゃならない、これもやらなきゃならないとなってくるので、間違いなくすごく負担はかかっていると思うんですよ。では、それを櫻井さんの言われるように、負担過重にならないような方向性というのはどうしたらいいんだとなると、これもまた委員会は大変だと思うんですよ。先ほど指導課長言われたように、計画性が非常に大事だと思いますので、学校のほうにもとりあえずそんなに慌てずに、この期間まずは試してやっていきましょうよ、皆さんで慣れましょうよという期間をしっかりとつくった上で、実際に動かせるような状況になるまでの道のりを十分にわかるように説明していただくということが安心できる一つかなとも思うんですけど。そういった意味では、大きな予算が組まれて、それをやっとなら学校では使えるということで、期待している職員も多いと思うので、そういったところも含めて期待に応えられるような状況を、保護者や子どもたちにしっかりと育ててもらえるような教員になってもらえるようにしていただくとありがたいなと思っています。意見です。よろしくお願いします。

○教育長

それについては、期間を3期に分けて段階的に進めるということで、やはり現場の状況をよく聞きながら、一人一人の先生にとってよかったと思われるような環境づくりが大切なので、それについては十分留意して進めたいと思います。

そのほかございますか。

○石隈委員

小さいことですが、私もオンライン授業、初めてこの前期に大学でやってみて、何が助かったかという、若い教員でこういうのにすごい強い人が何人かいるということが改めてわかりまして、そういう人たちのほかの仕事が減らして教えてもらったりとかということで、後期はいわゆる校務分掌の見直しをして、そういうのに強い先生は本当に、今まで何か ICT は強いけどソーシャルスキルは少し低いなどは余り言えませんが、そういうふうに誤解していた方が生き生きして、そういう強い方を生かして、ちょっとベテランでこういうのに慣れていない方が楽をできるシステムをやられるといいかなと思います。釈迦に説法ですみません。

○櫻井委員

私の勤め先の筑波大でも問題なんですけど、オンラインで授業をすると、この大きなハードウェア以外に、いろいろ細かい物を買うお金が必要なんです。やれ三脚であるとかライトであるとか、暗くて先生の顔が見えないからライトを幾つか買ったりとか、そういう細かいものが結構必要で、うちの研究室も大変それでお金かかって圧迫されて、大学側に何とかしてくれと言ったら、大学がかかったやつをまとめて払うよと言ってきて、ちょっと一息ついたぐらいなので。各学校で実際オンライン授業をやるとなったら、そういう細かい物が各学校で必要になるかと思いません。そのとき、こっちで買っていいよというその予算の確保も、実際オンライン授業をやらざるを得ない状況に陥ったときにはお考えいただきたいと思います。

○教育部長

今回の予算の中では、9億2,000万という大きい予算の中で、そういった細かい備品の部分については整理はされていない状況でございます。当然、そういったオンライン授業みたいなものときに、櫻井委員おっしゃったような備品と言われるようなものが必要だということも我々のほうで重々承知してございますので、そういう環境を整えるように順次、整備を図れば、予算をお願いしていきたいなと思っています。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは、質疑、御意見なしと認めます。これにて報告26の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告26の議事を終わります。

続いて報告27、いじめ防止策の取り組み状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

松戸でございます。よろしくお願いたします。報告27、いじめ防止策の取り組み状況について御報告をいたします。

御手元の資料をもとに説明をさせていただきます。1 取手市の新しい学校教育3つの取組について、(1) 全員担任制、チーム指導への取り組み状況について御説明いたします。中学校1, 2年生では定期面談で、今年度から生徒や保護者が面談する教員を選択するということが初めて行われました。教員は、基本的にペアーで実

施をいたしました。学校規模にもよりますが、学年主任のほか養護教諭，そういった教諭等もメンバーの中に入って実際に行いました。また，来年度につきましては，中学校全学年においてこのシステムを取り入れていく予定ということをつけ加えさせていただきます。なお，小学校及び中学校3年生の面談につきましては，今年度これまでと同じような面談形式を行いました。

続いて，教育相談部会の取組み状況について御説明いたします。お手持ちの資料には，今現在，市立小中学校で行われている教育相談部会の大きな流れをお示しいたしました。スクリーニング会議としての教育相談部会，ケース会議としての教育相談部会の2本柱で現在進めている状況です。教育相談部会としては，子どもたち一人一人のいいところを認めて伸ばしていこうというところの大切さ，アセスメントの重要性，スクールカウンセラー・スーパーバイザーからの助言を受けながら教職員のスキルアップを目指しています。また，児童生徒の小さな変化への気づきや教職員が感じる違和感を心にとめずに共有する，役割の明確化による具体的な手だてを講じるといったところを教育相談部会の中で情報共有しながら実践をしています。重複しますが，現在，各学校の教育相談部会はスクリーニング会議としての教育相談部会，ケース会議としての教育相談部会で運用しています。単なる情報共有で終わらないように，また毎回の部会が特定の事案に関するケース会議というようなことが繰り返されないように，その他の児童生徒の小さな変化や気づきがしっかりと共有できる，そして手だてを講ずることができるといったことを，教育相談主任研修会でセンターとして助言をいたしました。

続きまして，4月に行われた教育相談主任研修会では，教育相談部会システムに関してのアンケート調査を実施いたしました。具体的には，今現在どのような成果，課題がありましたか，悩み事は何ですかといったアンケートを行いました。一部抜粋して御紹介させていただきます。成果としては，先生たちの複数の目が行き届くようになった，全員で見えていこうという意識改革，意識変化につながったというような御意見。また，スクールカウンセラー・スーパーバイザー，学校連携支援員，具体的な専門的知識のある方々に具体的な手だてを御助言いただいたことによって，対応の仕方や知識に幅ができたということで先生方から御意見をいただきました。課題ですが，やはり皆さん教職員で非常に小さなところに気づきを向けまして，それを情報共有シートにつけ加えております。情報共有をする人数が非常にふえてきたということで，限られた時間の中で全員への細かな手だてを講ずることが非常に難しくなってきたということで，教育相談部会の進め方について，今後やはり手だてを打っていくことが必要でないかといったところが出ております。また，現在，さまざまな報告文書等がございます。教育相談主任のほうからは，さまざまなシートが一本化できることによって，業務の負担軽減につながることはできないか，ぜひ検討していただきたいという前向きな意見もありました。このアンケートの結果，内容につきましては，校長会で私から説明をさせていただいて，学校のトップである校長先生方にも教育相談主任の抱えている悩みについて共有をさせていただいた次第です。

続いて，(3)の2学期制についてですが，今年度は2学期，10月12日から令和3年3月31日までという形で当初の予定どおり進めさせていただきます。なお，この2学期制につきましては，学期のスペンがおおよそ100日程度長くなるということで，子どもたち，教職員にとっても比較的時間的，心のゆとりがそこで生まれるこ

とによって、子どもと向き合う時間がふえるといったところを狙いとしております。通知表の配付時期ですが、10月と3月を予定しております。

続きまして、その他に移らせていただきます。学校における児童生徒への援助を教育活動に役立てることを目的として、石隈先生にも御尽力いただきながらチーム学校力アンケートを教職員対象に、昨日から各学校で配布を開始いたしました。今月、開始をいたしまして集計をした後に、また石隈先生にお願いをして分析をしていただくような形になっております。また、管理職につきましては、3つの取り組みに関するアンケート、今現在で成果や課題について管理職に回答いただいて、こちらで集約することを考えております。課題や成果を共有して、学校と市教委がその情報を共有して、解決策について模索していきたいと考えております。

2番、脱傍観者授業の実施についてです。いじめの観衆、傍観者にならないためのツールとしてストップ・イットの普及を目指しております。今年度は、このコロナ禍の状況にもありまして、脱傍観者授業の開始が昨年度よりも遅れてしまいました。7月の下旬、藤代中学校をスタートとして、予定では9月中に全中学校6校が終わる予定となっています。何とか普及率アップを目指したいということを考えておりますので、ストップ・イットの会社と協議をしたんですが、やはり粘り強く、定期的に文書を配布する、またお守りとしてのストップ・イット、あとは他人事ではなくて自分事ととらえられるように、日常的に学校の先生たちが声をかけていくといったところで、ここは粘り強く子どもたちに訴えていこうというようなところで共通理解を図った次第です。以上で御報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長

報告27の説明は以上でございます。

質疑、御意見ありましたらお願ひいたします。

○石隈委員

御説明ありがとうございました。質問と二、三共有したいことがあるんですけど、1つ目は中学校のほうで3者面談をやられて、教員がペアーで入って養護教諭も入ったと、とてもすばらしい取り組みだと思います。小学校のほうは2者面談を基本としてということで、小学校は3者面談じゃなくて2者面談をやられた理由は何かあるんですかね。

○教育総合支援センター長

小学校は中学校と違ひまして、全員担任制といったところがなかなか組めないといったところもありましたので、中学校を先行実施ということで、今回はさせていただきます。

○石隈委員

わかりました。全員担任制の手前でも、担任と保護者が話す場に子どもがいることの価値は大きいので、ぜひ3者面談を試してやってみられるといいかなと思います。それが1点。もう1つは、教育相談部会が立ち上がって動き始めたなという感覚で、皆さんがやられていることの説明と提案なんですけども、スクーリング会議としての教育相談部会と、ケース会議としての教育相談部会というのは私なりに解釈すると、教育相談というのは、すべての子どもをサポートするというのは、これは一次的な援助サービスと言いますよね。少し気になって、そういう相談している子どもへの援助が二次的な援助サービスで、本当にしんどくて発達障害があると

か長期欠席というのは三次的援助サービスということで言えば、スクリーニング会議は二次的援助サービスで、SOSを出している子どもをチェックして事例検討して、その状況がより悪くならないようにということだということですよ。

○教育総合支援センター長

はい。

○石隈委員

ケース会議というのは本当はかなり大変で、いろいろなことを苦戦しているお子さんをチームで援助するということですよ。そうすると、一次的援助サービスで、今このコロナ禍で夏休みも短かった、いろいろなことで子どもたちが疲れているとか、ストレスがあるとか、新学期始まって何か不安だとか、そういうのに対して特定の生徒じゃなくて、生徒全体に対して学校が何ができるかなというのを教育相談部会で考えてもらって、管理職や職員会議と連携して早目に手を打てるというと思いますね。

それから、一次的援助サービスと二次的援助サービスの間ぐらいなんですけど、今回は運動会ではなくてスポーツ競技とかということだったんですけど、よく私いろいろ学校と組んで、運動会の前に、運動会で苦戦しそうな子どもを各学級でピックアップして、苦戦しそうな場面をなるべく減らすといいますか、前回来られた麴町中学校の工藤先生のお話とかぶるところがあるんですけど、その活動がもう最初からつらいということはわかっている生徒がいてやることはないわけで、放課後の練習時間を半分にするとか、途中で休憩するとか、先生方がもうやっていらっしゃる工夫を、特にその行事の場合にしんどそうな子をピックアップしてやるというのは、一次的な援助サービスと二次的な援助サービスの合同版みたいなもので、そういうふうに今の枠組みを活用されるといいかなと。

それからもう1点は、この情報共有シートとか、いろいろな情報共有で、さっきもお話ししましたように、せっかく皆さんのところにパソコンが入るので、ぜひクラウドで共有して、セキュリティーさえしっかりしておけば、あの子しんどいよー私は学級での授業の様子やしんどい子を見つけるSOSチェックシートというのを開発しているんですけど、それはまだアプリじゃなくて紙でやるんですけど、そういうのがアプリに入ると、授業が終わった後、授業中にぼーっとしていた子が2人いたら、その2人の子どものところをピッと押せば——アプリにできればですけど、私はまだアプリではない手前ですけど、そういうのもせっかくツールが入るので活用されるといいなというのが私の3点目です。

それからもう1つ、そのチーム学校力アンケートというのは、教育委員会の先生方と相談して、私たちの開発したチームが行うアンケートというのが、このコロナがなければ、この制度が始まる前にやって、終わったときにやって、成果を確かめて、より改善というのを先生方と幾つかの学校でやろうというのを決めたところでコロナ禍が来たので、8月になってしまいましたけど、でも今の状況をきっちり調べるといことはとても意味がありますし、この前教えていただいたことでいえば、特定の学校ではなくて全学校になるんですかね。

○教育総合支援センター長

はい。全教員に対して実施させていただきます。

○石隈委員

ですよ。だから、これはすごい調査になって、今の実態をきちんと把握して、

次の改善案につながるとお思いますので、私どもも協力したいと思います。

○教育長

ありがとうございました。4点、御助言、貴重な御提言いただきましたので、再度細かい部分をちょっと確認させていただいて、取り入れるように進めてまいりたいと思います。

そのほかございますか。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。1点だけ、教育相談部会のほうでとられたアンケートということで、今、松戸センター長から御説明がありました。こういったアンケート、できれば結果がおわかりでしたら資料としてお示しいただければ、実際に相談部会がことしから始まったものですから、どういう形で動いているのか、実際に動いている先生方はどのようなことを考えているのか。また、松戸センター長から課題なんかも出てきたということなので、そういったこともよくわかると思いますので、次回そういうアンケート等をとられた場合には、結果をこちらでもお示しいただければと思います。そういった意味で、今後、チーム学校力アンケート調査、こちらのほうも今後お示しいただけるものと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長

ありがとうございます。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告27号の質疑、御意見を終結いたします。

以上で、報告27の議事を終わります。

それでは、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局から先に、その他2番目の令和2年第3回取手市議会臨時会について、御報告いたします。A4一枚、右上に議会資料と書いてある資料をごらんください。先ほど、報告第30号の説明でも少し触れたんですけども、令和2年第3回取手市議会臨時会が8月7日に会期1日で行われました。裏面を見ていただきますと、議題となった議案が書いてありまして、議案第49号の令和2年度取手市一般会計補正予算（第5号）が原案可決となっております。また、承認第7号、令和2年度取手市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、こちらについても承認という形になっております。取手市議会臨時会の報告については以上になります。

次、3点目、令和元年度教育委員会事務点検評価について、御説明させていただきます。A4で右上に点検評価資料と書いてある資料をごらんいただけますでしょうか。こちらなんですけれども、こちらの資料の3ページをお開きください。こちらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋が載っております。こちらの26条のところに、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないということが定められております。新しい委員さんにもたしかお配りはしてあると思うんですけども、こういった報告書を毎

年作成しまして、大体11月から12月ごろに議会と市民に公表しているという形です。こちらの作業、資料の5ページを見ていただきますとスケジュールが載っているんですけども、事務点検評価委員さんの会議は7月30日からもうスタートしております。例年、教育委員の皆様にも8月から9月、10月ごろにかけて事務点検評価シートというものをお配りして、それぞれの事業の説明、それから昨年度の成果指標の状況などを御説明してまいりました。ただ、ことしについては新型コロナウイルス感染症の予防という観点から、シートの確認と質疑応答、こちらについては非常に時間がかかるということで、一たん文書を委員さんに郵送しまして、そちらの内容を確認いただいて、メール等で質疑応答をさせていただくという形で御了解いただければと思います。その後10月ごろに、点検評価シートに対する意見聴取、教育委員さんからの意見をまとめるという作業がありますので、そういった形で今年度については進めさせていただければと思っております。新しい委員さんについては、少しイメージわからない部分もあるかと思うんですけども、またちょっと細かい説明の文書を郵送させていただきますので、そちらで御確認いただければと思います。事務局からの報告は以上になります。

○教育長

以上で今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

令和2年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時24分閉会